

令和3年
第1回徳島県社会教育委員会議

日時：令和3年8月2日（月）
午前10時から

場所：県庁10階 大会議室
[一部Web会議]

生涯学習課

目 次

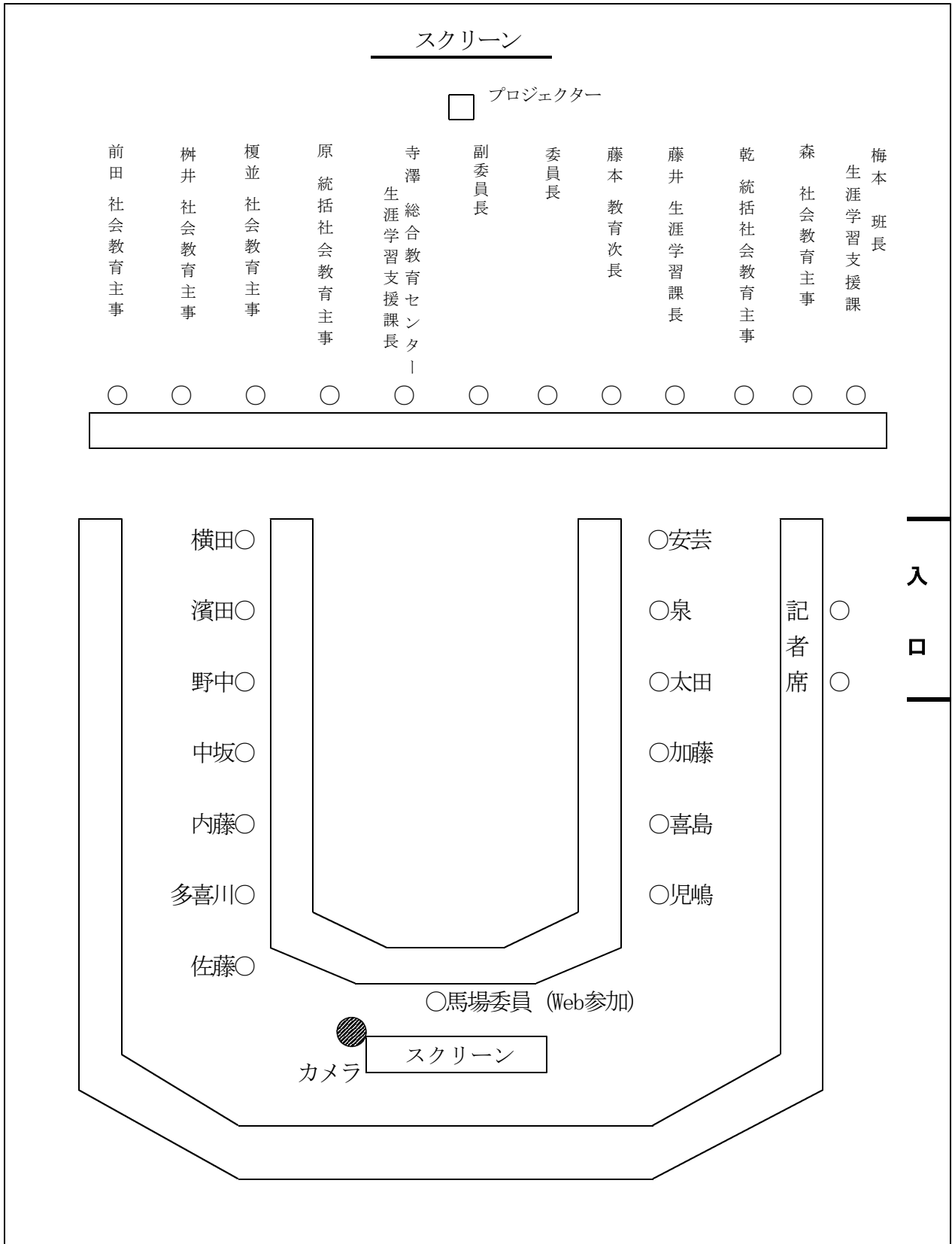
目次・日程	-----	1
配席図	-----	2
徳島県社会教育委員名簿	-----	3
今後のスケジュール	-----	4
配布資料一覧	-----	4
社会教育法・徳島県社会教育委員設置条例	-----	5
※説明資料は別冊		

日 程

- 1 開 会
- 2 徳島県教育委員会あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 委員・事務局自己紹介
- 5 委員長・副委員長選出
- 6 議 事
 - (1) 「徳島県社会教育・生涯学習について」
 - (2) 社会教育委員について
「ここから一步！さらに一步！徳島県社会教育委員に期待すること」
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 7 閉 会

第1回 徳島県社会教育委員会議 配席図

(県庁10階大会議室)



徳島県社会教育委員名簿

任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

* 番号は50音順、敬称略

番号	氏名	所属
1	安芸 隼	徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会会長
2	泉 理加	NPO法人チルドリン徳島代表
3	太田 恵理子	児童発達支援事業所 おやこ支援室ゆずりは代表
4	加藤 篤	NHK徳島放送局放送部長
5	喜島 寧子	徳島県婦人団体連合会副会長
6	児嶋 輝美	徳島文理大学短期大学部教授
7	阪根 健二	鳴門教育大学大学院特命教授
8	佐藤 晃子	株式会社ポチッとつながるPOTZ代表（公募委員）
9	多喜川 広伸	阿南市立羽ノ浦小学校長
10	内藤 佐和子	徳島活性化委員会代表（徳島市長）
11	中坂 玲奈	徳島文理大学学生（公募委員）
12	野中 進	阿波市吉野中央公民館指導員
13	馬場 祐次朗	全国視聴覚教育連盟会長
14	濱田 雅子	美馬市立穴吹中学校長
15	横田 恵理子	徳島県立鳴門高等学校長

今後のスケジュールについて

日 時	内 容
8月2日(月)	第1回会議 [説明・講演] ①徳島県の生涯学習・社会教育について ②社会教育委員について [協 議] ①委員長・副委員長の選出 ②今後のスケジュールについて
10月下旬	第2回会議 [議 題] ①地域教育支援活動奨励賞の最終選考 [協 議] ①今期社会教育委員会議のテーマについて ②その他
2月下旬	第3回会議 [報告・説明] ①令和4年度事業概要について [協 議] ①今期テーマについての意見交換 ②その他

配付資料一覧

- (1) 会議資料(本冊子)
- (2) 事務局説明資料(別冊)
- (3) 徳島県の生涯学習・社会教育2021(令和3)年度
- (4) 令和3年度 徳島県立総合高等学校 講座一覧表
- (5) 社会教育提言
- (6) その他

MEMO

社会教育法（抄）

昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号

平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号

第 4 章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は，教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は，社会教育に関し教育委員会に助言するため，次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き，教育委員会の諮問に応じ，これに対して，意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は，教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は，当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について，社会教育関係団体，社会教育指導者その他関係者に対し，助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準，定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は，当該地方公共団体の条例で定める。この場合において，社会教育委員の委嘱の基準については，文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

徳島県社会教育委員設置条例

平成 25 年 12 月 19 日
徳島県条例第 6 1 号

(設置)

第 1 条 社会教育法第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱の基準)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第 3 条 委員の定数は、1 5 人とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

徳島県社会教育委員会議運営規則

昭和 25 年 4 月 25 日
教育委員会告示第 13 号

第 1 条 社会教育委員（以下委員という。）がその職務を行うために会議を開くときにはこの規則による。

第 2 条 委員は委員長及び副委員長を互選する。
委員長はすべての会議を主宰する。
副委員長は委員長を補佐し委員長不在の場合にはその代理をつとめる。

第 3 条 委員長及び副委員長の任期は 1 年とする。但し再選されることができ

第 4 条 社会教育委員に関する庶務を行うため書記若干名をおくことができる。
書記は委員長の指揮をうけて記録並びに庶務に従事する。

第 5 条 会議の招集は委員長がこれを行う。

第 6 条 委員 5 人以上の者が書面で会議に附議すべき事件を示して臨時会招集の請求があったときは委員長はこれを招集しなければならない。

第 7 条 会議開催の場所及び日時は会議に附議すべき事件とともに、開会 7 日前までにこれを委員に伝えなければならない。但し急施を要する場合は、この限りでない。

第 8 条 委員の会議を定例会及び臨時会とする。定例会は年 3 回とし、臨時会は必要がある場合において招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 25 年 3 月 8 日からこれを適用する。